

○ 議案第148号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 人事院勧告を受けた国の一般職の給与改定に倣い、一般職の給与を次のとおり改定するものであります。

1 平成29年度給与改定 【第1条の規定関係】

(1) 行政職給料表並びに医療職給料表(一)、(二)及び(三)を平均0.23%引き上げる。(別表第1及び別表第2の改正規定関係)

(2) 勤勉手当の支給割合の引上げ(第26条の改正規定関係)

① 一般職の12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げる。(0.85月 → 0.95月)

区 分	6月期(支給済み)		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改正前	1.225	0.85	1.375	0.85	4.3月
改正後	同上	同上	同上	<u>0.95</u>	<u>4.4月</u>

② 再任用職員の12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げる。(0.40月 → 0.45月)

2 平成30年度給与改定 【第2条の規定関係】

(1) 一般職及び再任用職員の勤勉手当の支給配分の見直し(第26条の改正規定関係)

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改正前	1.225	0.85	1.375	0.95	4.4月
改正後	同上	<u>0.90</u>	同上	<u>0.90</u>	4.4月

※ 再任用職員も一般職の例により支給配分の見直しを行う。

3 施行期日等

(1) 平成29年度給与改定 公布の日(平成29年4月1日適用)

(2) 平成30年度給与改定 平成30年4月1日

4 経過措置

○ 議案第149号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当の引上げ等を行うものであります。

1 期末手当の引上げ等(第1条及び第2条の規定関係)

① 平成29年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

12月期支給割合 1.70月 → 1.75月(+0.05月)

② 平成30年度の期末手当の支給配分を見直す。

区 分	平成29年度			平成30年度		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
改正前	1.550	1.700	3.25月	1.550	1.750	3.30月
改正後	同上	<u>1.750</u>	3.30月	<u>1.575</u>	<u>1.725</u>	3.30月

2 施行期日

① 平成29年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日

② 平成30年度の期末手当の支給配分の見直し 平成30年4月1日

○ 議案第150号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長並びに常勤監査委員の期末手当の引上げ等を行うものであります。

1 期末手当の引上げ等

① 平成29年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

12月期支給割合 1.70月 → 1.75月 (+0.05月)

② 平成30年度の期末手当の支給配分の見直し

【第2条、第4条及び第6条の規定関係】

区 分	平成29年度			平成30年度		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
改正前	1.550	1.700	3.25月	1.550	1.750	3.30月
改正後	同上	<u>1.750</u>	3.30月	<u>1.575</u>	<u>1.725</u>	3.30月

2 施行期日

① 平成29年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日

② 平成30年度の期末手当の支給配分の見直し 平成30年4月1日

○ 議案第151号 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を753,326千円以内から759,891千円以内(6,565千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第152号 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を451,159千円以内から451,657千円以内(498千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。